

<p>我が国の国際競争力を強化し、経済を活性化していくために、知的財産戦略会議が取りまとめる知的財産戦略大綱に基づき、平成17年度までに、関係府省は、迅速かつ的確な特許審査や司法制度のあり方、知的財産の創造・保護・活用の促進、知的財産権侵害品に対する国境措置の強化等の課題について、集中的・計画的に取り組む。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>＜迅速かつ的確な特許審査の実現＞          迅速かつ的確な特許審査について、産業構造審議会に特許制度小委員会を設け検討、平成15年1月に中間とりまとめを行った。これを受け、現在今国会に関連法案を提出すべく検討中。          併せて、知的財産戦略大綱において、特許庁に求められている、審査請求期間の短縮に伴う審査請求件数の急増が予想される平成17年度までの総合的な計画を策定する予定。</p>	<p>「知的財産戦略大綱」で指摘されているとおり、質の高い知的財産を生み出す仕組みを整え、知的財産を適切に保護し、知的財産が社会全体で活用され、再投資により更に知的財産を創造する力が生み出されてくるという知的創造サイクルがスピードをもって拡大循環すれば、知的財産は大きな利益を生み、経済・社会の発展の強力なエンジンとなる。知的財産の「創造」、「保護」、「活用」及びこれらを支える「人的基盤の拡充」の4分野において知的財産に関する制度改革を集中的・計画的に実施し、知的創造サイクルを拡大好循環させ、我が国の経済・文化の持続的發展を可能とする知的財産立国を実現する。</p>	<p>知的財産戦略大綱、知的財産基本法で示された課題について、今後も着実な実行が必要。</p>	<p>①第156回国会会期末          迅速かつ的確な特許審査を実現するため、特許法等を一部改正する法律を制定する予定。          また、平成17年度までの総合的な計画を策定し、その後、その着実な実施を図る。</p>
--	--------------	--	---	---	--

**<模倣品対策の強化>**

模倣品・海賊版対策の強化については、二国間・多国間交渉を通じ、侵害国・地域に対し 模倣品取締にかかる法令の整備、体制の確保及び運用の改善について働きかけを行った。

特に、中国に対しては官民一体となった合同ミッションを派遣し、中央政府・地方政府に模倣品取締の一層強化を要請した。

また、侵害品に対する国境措置の強化について、関係省庁と連携しながら検討を行い、「関税込率法」を改正予定。

①第156回国会会期末

・関税込率法の施行

②平成15年末

・模倣品・海賊版被害の深刻な国・地域に対して、引き続き模倣品等取締の強化の要請や、取締関係機関の能力の向上のため人材育成協力等を行う。また、これらの取組にあたっては産業界と連携して行う予定。

・国内水際対策については、制度・運用の改善状況を踏まえつつ、侵害疑義物品及び侵害認定品に係る情報開示の促進のための方策等について、関係省庁と連携し、結論を得る予定。

③それ以降

・上記検討を踏まえ、法制面及び運用面での改善策について具体策を策定する予定。

<知的財産の創造・流通・活用>

・企業が知的財産の戦略的なプログラム策定のための参考となるべき指針については、平成15年3月に産業構造審議会経営・市場環境小委員会の報告書を取りまとめ、知的財産の取得・管理指針、営業秘密管理指針、技術流出防止指針を策定した。

・知的財産に関する情報開示については、産業構造審議会経営・市場環境小委員会にて、指針を策定すべく検討を開始。

・特許等の流動化については、産業構造審議会経営・市場環境小委員会にて、制度上・運用上の問題点の解明と対応策につき検討を開始。知的財産権の信託に関する緊急提言をとりまとめた。

・独立行政法人産業技術総合研究所においては、研究・人材評価への知的財産の考慮、知的財産戦略推進のための体制整備を進めるとともに、研究試料取扱規程の制定による環境整備を行った。

①第156回国会会期末

②平成15年末

・知的財産に関する情報開示の指針を策定する予定。

・特許等の流動化について、更なる制度又は運用の改善を含め、検討を重ねる予定。

・3つの指針について産業界に対し、広く普及を行う予定。

<p>法務省において、債務不履行の場合の取立て範囲について、検討、見直しを進めるとともに、関係府省において、起業の促進・廃業における障害の除去という目的実現の観点から個人保証のあり方の検討、見直しを進める。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・個人保証の在り方は、民間金融機関の商慣行に起因する面が大きく、個人保証に過度に偏重することのない融資慣行を普及させるための環境整備が必要。かかる観点から、CRD（中小企業信用リスク情報データベース）の整備・拡充、ベンチャーファンドへの出資事業における出資対象の拡充、国民生活金融公庫の新創業融資制度の拡充等により民間金融慣行是正の取組の側面支援を行っているところ。</p> <p>・事業に失敗した経営者が個人保証により破産に追い込まれた際のダメージを少なくし、再チャレンジ可能な生活基盤が確保されるよう、破産法の見直しに係る法政審議会に、経済産業省も参加し、破産法の自由財産の範囲拡大についての検討に協力。</p>	<p>・中小企業総合事業团によるベンチャーファンド出資実績：18組合（投資先数376社）、ファンド総額316億円（平成14年11月末）</p> <p>・国民生活金融公庫の新創業融資制度の融資実績：3,110件、101.2億円（本年3月7日）</p>	<p>・破産法の見直し（平成15年中予定）に係る法政審議会において、破産法の自由財産の範囲拡大を検討中。</p>	<p>①②③破産法の見直し（平成15年中予定）に係る法政審議会において、破産法の自由財産の範囲拡大の検討に引き続き協力。</p>
---	--------------	---	--	--	--

<p>総務省、経済産業省、国土交通省は、協力して、平成14年度から、全国規模での創業・起業のため、経営、技術、法律等の専門知識、行政関連情報等がインターネットの活用によりワンストップで提供されるとともに、企業相互の情報交流を促進する情報サイト等の拡充・創設を図る。また、経済産業省は、平成15年度から、創業・ベンチャー及び中小企業のニーズに合わせ、大企業や国の研究機関OB等の高度人材が有する経営ノウハウ・技術をマッチングさせる仕組みを検討する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>補正予算を活用し、起業を志す者30万人以上を対象とした「あんどれ倶楽部(仮称)」を立ち上げ、サイト等を通じた各種起業支援サービスを実施するために必要なシステム開発を行うとともに、評価(目利き)委員会によるビジネスプランの目利き、有望案件のベンチャーキャピタルとのマッチング等をパッケージとした起業モデル事業を実施し、大量のアントレプレナー人材の輩出、多数の新たなビジネスの創出を目指す、起業家大量輩出システム開発事業を実施する。</p>	<p>14年度補正予算では、左記事業に対し11億円を計上して頂いたところ。</p>		<p>同事業の実施により、高い効果が得られるよう努める。</p>
<p>関係府省は、平成14年度から、サービスフランチャイズシステムにかかる環境を整備する。</p>	<p>経済産業省 公正取引委員会</p>	<p>・サービスフランチャイズを含む業界自主基準を日本フランチャイズチェーン協会において定め、情報開示の徹底や、相談機能の拡充を行った。(平成14年6月)</p>	<p>・情報開示の徹底を趣旨としたパンフレットを25万部印刷・配布。</p>		

		<p>・規制改革推進3カ年計画に基づき、フランチャイズ・チェーンシステムの普及促進等を通じた中小企業及びベンチャー企業の健全な発展を図るため、本年8月にサービス業等の小売業以外のフランチャイズについて政府の承認統計として実態調査を実施し、10月末に調査結果をとりまとめ。</p>	<p>・サービス業フランチャイズを含めたフランチャイズ全体に関し、一定の実態把握ができた。</p>	<p>・具体的な検討課題の抽出には更なる調査・検討を要する。</p>	<p>・サービス・フランチャイズシステムの健全な発展に向けた具体的な環境整備の在り方について検討を行うため、有識者等による研究会を開催し、今夏を目途に一定の結論をとりまとめる。</p>
<p>経済産業省は、企業の壁を越えた大胆な事業再編や産業再編を促進するために、産業活力再生特別措置法を平成14年度中に抜本強化に向けて見直す。その際、あわせて時限的に設備廃棄・雇用調整等の円滑化、企業組織再編の円滑化、分離独立による再生等を通じた産業再編の促進を図る。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・「早期事業再生ガイドライン(案)」を作成、2月14日よりパブリックコメントを開始(20日迄)。2月下旬に正式公表。</p>	<p>早期事業再生の慣行定着に向けて、官民の取り組むべき課題を提案。</p>		<p>政府の取り組むべき課題については、関係省庁と協力しつつ迅速に制度を整備し、民間が取り組むべき課題については、広く関係者に働きかける。</p>
<p>経済産業省は、平成14年度から、売掛債権担保等保証の推進、中小企業信用リスク情報データベース(CRD)の活用、中小企業金融におけるミドルリスクマネー供給の円滑化等により資金供給を多様化する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>〈売掛債権担保融資保証制度の推進〉 平成14年11月11日より、契約締結時より借入れが出来るよう、制度改善を行った。また、平成15年2月10日より、本制度の保証料率を1%から0.85%に引き下げ、制度の普及に努めた。</p>	<p>平成15年3月7日現在の実績は、保証承諾件数5,518件、融資実行額2,523億円(平成14年10月末においては、3,382件、1,390億円の実績)。</p>	<p>本制度創設から約一年経ち、累次の制度改善を行ってきたが、本制度を一層推進するため、更なる普及広報活動が課題。</p>	<p>中長期的な取り組みとして、制度の着実な実施を図るとともに、一層の普及広報活動などを推進する。</p>

	経済産業省	<p>&lt;CRDの活用&gt; 信用保証協会や金融機関の業務において、CRDは着実に活用されている。平成14年4月1日より信用保証協会の保証料率の割引制度が導入にされるに伴い、本データベースが積極的に活用されている。</p>	<p>15年2月末現在で、全国約140万の中小企業者の財務データ等が蓄積された(9月末時点では129万件)。また、会員金融機関についても、27銀行が参加している(9月末時点では25銀行)。</p>	<p>平成11年度より本データベースの構築が始まったが、今後においても多くの財務データを収集し、信頼性を上げていくことが課題。</p>	<p>信用保証協会と金融機関の業務に適切に活用されるとともに、中小企業に対する円滑な資金供給等の実現を図っていく。また15年度より、中小企業の経営進路形成支援として、ネット上で中小企業が経営実態を自己判断できるシステムを構築する中で、CRDが活用される予定。</p>
<p>経済産業省は、平成14年度から、政府系研究所と中小企業との連携強化等を推進することにより、新分野に挑戦する中小企業の戦略的技術開発を支援する。</p>	経済産業省	<p>・戦略的基盤技術力強化事業(平成15年度新規予算)について31.9億円を確保(政府原案)。</p>	<p>・現在、産学官連携事業である地域新生コンソーシアム研究開発事業(中小企業枠)を実施中。</p>		<p>①第156回国会会期末「戦略的基盤技術力強化事業」の公募・採択。</p>

<p>経済産業省は、平成14年度から、創造力や意欲に富んだ中小企業の事業再生を促進するため、円滑な資金供給等のセーフティネットを確保する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>中小企業信用保険法を第155回臨時国会で改正し、セーフティネット保証の拡充を行った。また、「改革加速プログラム」等を受けて、中小企業に対する金融セーフティネット対策として、セーフティネット貸付・DIPファイナンスの拡充、また、保証付借入金の借換えや債務の一本化等を促進することにより、中小企業の資金繰りを円滑化する「資金繰り円滑化借換保証制度」の創設等を行った。14年度末までに、各地域における説明会の開催やリーフレットの配布等の広報活動を行う。</p>	<p>(平成15年2月末現在の実績) セーフティネット保証・貸付は、約20万件、約4兆6000億円。DIPファイナンスは、55件、44億3,200万円。資金繰り円滑化借換保証制度については、2月10日より制度を開始したが、3月7日までの実績として、18,788件、3,027億円。</p>	<p>事業再生を促進するための金融セーフティネットの整備として、企業再建貸付・資金繰り円滑化借換保証制度の創設等を行ったが、本制度をより普及定着するために、中小企業者、各金融機関等への普及活動が課題。</p>	<p>中長期的な取り組みとして、制度の着実な実施を図るとともに、一層の普及活動に努める。</p>
<p>総務省、経済産業省、国土交通省は、協力して、平成14年度から、全国規模での創業・起業のため、経営、技術、法律等の専門知識、行政関連情報等がインターネットの活用によりワンストップで提供されるとともに、企業相互の情報交流を促進する情報サイト等の拡充・創設を図る。また、経済産業省は、平成16-15年度から、創業・ベンチャー及び中小企業のニーズに合わせ、大企業や国の研究機関OB等の高度人材が有する経営ノウハウ・技術をマッチングさせる仕組みを検討する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・J-Net21(中小企業総合事業団サイト)に創業・起業のための情報を掲載した特設サイトを新設するため、平成15年度予算(政府案)を確保したところ。(3.4億円) ・企業等OB人材を活用した中小・ベンチャー企業を支援するため、平成15年度予算(政府案)を確保したところ。(5.3億円) ・平成15年度事業につき、事業の実施方法や実施体制などについて検討中。</p>	<p>現在、平成15年度新規予算要求中であり、予算が確定し次第、各種取り組みに平成15年度から講じていく予定。</p>		<p>○J-Net21(中小企業総合事業団事業サイト)に創業・起業のための情報を掲載した特設サイトを新設する。  ○企業等OB人材を活用した中小・ベンチャー企業支援を実施する。 ①中小企業を支援するOB人材の発掘及び中小企業者ニーズの収集 ②企業等OB人材マッチングデータベースの構築 ③モデルマッチング事業の実施</p>



<p>経済産業省は、平成14年度から、経営自己診断システムや経営相談等により、事業再構築、事業売却、廃業等の見極めを早期に行い、円滑に進めるための環境を整備する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・厳しい経営状況に追い込まれている中小企業が、自らの経営の現状を直視し、早期の経営改善の取り組みによる事業再構築や事業売却、又は円滑な退出等の見極めを促すような環境整備を行うため、以下の事業について平成15年度予算（政府案）を確保したところ。</p> <p>① 経営進路形成支援（1.9億円）。 ② 後継者確保・M&amp;Aマッチング支援（1.5億円）。</p> <p>・平成15年度事業につき、事業の実施方法や実施体制などについて検討中。</p>	<p>現在、平成15年度新規予算要求中であり、予算が確定し次第、各種取り組みに平成15年度から講じていく予定。</p>		<p>以下の事業を実施する。</p> <p>① CRD（中小企業信用リスクデータベース）等を活用し、中小企業が経営実態を自己診断できるシステムを構築し、J-Net21（中小企業総合事業団の運営するサイト）で公開し、自由な利用に供する。</p> <p>② 中小企業の後継者探しや事業売却の支援を全国的規模で展開するため、ニーズを持つ中小企業、後継者人材、M&amp;A取得希望企業等に関する情報を集積・提供するデータベースを構築し、ネット上で公開・運営する。</p>
---	--------------	--	---	--	--

<p>関係府省は、廃棄物・リサイクル処理などの環境技術の実用化に向けた研究開発等を進めることにより、経済活動の環境への負荷を低減し、環境セクターを創出し、拡大する。また、関係府省は、自動車リサイクル制度の創設や、各種リサイクル法の着実な実施など循環型社会の構築に向けた取組みを推進する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・3Rプログラムやエコタウン事業に基づき、技術開発やリサイクル関連施設の整備を行った。          ・第154回国会において、自動車リサイクル法が成立し、第一段階の規程が施行（平成15年1月）されたところ。          ・家電リサイクル法においては、昨年産業構造審議会を開催して、電気冷蔵庫の追加や断熱材フロン対策について審議を行ったところ。          ※3Rプログラム：          環境と経済の統合された循環型経済システムの構築を目的とし、3R対策を講じる必要性の高い自動車や家電分野を中心とした実用化技術開発</p>	<p>・エコタウン事業において17地域を承認、28施設を整備。</p>		<p>①②③3Rプログラムやエコタウン事業に基づき、技術開発やリサイクル関連施設の整備を引き続き行う。          ③平成16年末を目途に自動車リサイクル法を本格施行する予定。          ②家電リサイクル法関係政省令の改正。          ②資源有効利用促進法における対象業種・製品の見直し等について産業構造審議会にて検討を行う。</p>
<p>厚生労働省、経済産業省は、平成14年度から、ITを活用し、医療・健康情報の提供や健康づくり支援産業育成のための環境整備をする。</p>	<p>経済産業省、厚生労働省</p>	<p>生活習慣病予防効果の高い予防・健康管理の実現を目指し、現在実施されている実際の健診情報の収集、分析に必要な要素技術の開発を目的とし、健診情報を活用した健康づくり支援システムの開発事業を実施した。          平成15年1月より、新たな健康サービス産業のあり方等を検討するための「健康サービス産業創造研究会」を開催し検討を開始。</p>	<p>健康診断の検査値・問診結果から構成される健康診断情報データベースの試験的構築、及び健康診断情報の分析システムの開発等を行った。</p>		<p>①第156回国会会期末「ホームヘルスケアモデル事業」の公募を開始。「健康サービス産業創造研究会」の中間報告書とりまとめ。          ②平成15年末事業を引き続き実施。          ③それ以降事業を引き続き実施。</p>

<p>文部科学省、経済産業省は、関係府省と協力して、平成14年度、日本の文化の産業化を推進する。</p>	<p>経済産業省 文部科学省</p>	<p>・「コンテンツ流通促進検討会の開催」コンテンツ・ビジネスモデルの進化・発展を加速するために必要な方策を検討、平成14年7月に報告書を取りまとめた。 ・コンテンツファイナンス研究会を設立し、信託関連法、商品ファンド法の見直しなどにより、外部資金の調達が可能となるような環境整備について議論を行った。 (平成14年度中に提言とりまとめ) ・「コンテンツ海外流通促進機構の設立」著作権関係団体やコンテンツ産業等が積極的に海外に事業展開を図るとともに、海外における海賊版対策を講じていくための民間組織として、文化庁と経済産業省が関係者に設立を呼びかけ、平成14年8月2日に設立。本機構は平成14年4月に発足した知的財産全体の保護を促進する民間組織である「国際知的財産保護フォーラム」に参加している。</p>	<p>・公正取引委員会と協力して、下請代金支払遅延等防止法の改正により、テレビ番組制作業などサービス産業を法の保護対象に追加。(第156回国会) ・アニメーションにおけるモデル契約の策定を行い、適切な契約を励行した。 ・「対中官民共同ミッション(平成14年12月)」、「日中韓三カ国コンテンツ産業シンポジウム(14年12月)」、「日台ホットライン(14年度立ち上げ)」等において、中国、韓国、台湾のコンテンツ担当部局に海賊版取締り強化の働きかけを行った。</p>	<p>・コンテンツ産業においては、コンテンツそのものの価値を創り出す制作部門が流通及び消費段階におけるボトルネックにより「下請化」し、必ずしも成果に応じたりターンが得られない結果、優秀な人材を確保し続けることができず、本来のポテンシャルを発揮できない状況。 ・アジアを中心に強い競争力を有している我が国コンテンツは、海賊版の横行により、正規版コンテンツによる海外展開が困難な状況。 コンテンツ産業の発展、国際競争力強化は、コンテンツ産業自体の付加価値増、雇用拡大のみならず、観光、製造業等を含む我が国の「ブランド価値」向上に資するものである。こうした認識から、コンテンツ産業の海外展開の強化、東京映画祭等各種イベントの有効活用により、「ジャパン・ブランド」価値の向上を図る。</p>	<p>③関係事業者に対し、取引関係についてのアンケート、ヒアリング等の実態調査を行う。 ③総務省とも連携しつつ、アニメ以外のモデル契約の策定を行う。 ③コンテンツ海外流通促進機構等民間団体や各企業において海賊版対策、海外展開を促すため、コンテンツの種類別に損害の実数推計や侵害者の大まかな分布などの基礎的なデータにつき、アジア地域における我が国コンテンツの海賊版に関する実態調査などを実施する。 ③東京国際映画祭を頂点とする地方を含む国内映像イベントの再編・強化を図り、ブランド力の強化、観光・製造業等他産業との連携強化を行う。 ③国内コンテンツ産業による海外展開を拡大するため、JETRO等も活用し、見本市機能の拡充、海外進出等に対する支援策の創設を図る。 ③イベント、見本市などの活用によるコンテンツ産業をコアとした「ジャパンブランド」の確立を含む総合的な海外展開支援策を講じる。</p>
--	------------------------	--	---	---	--

<p>関係府省は、平成14年度から、人材育成、映像やコンテンツの流通市場の構築、知的財産権保護等の推進を通じて、ゲームソフト、アニメーション、放送ソフト等コンテンツ産業を育成する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・「コンテンツ流通促進検討会の開催」コンテンツ・ビジネスモデルの進化・発展を加速するために必要な方策を検討、平成14年7月に報告書を取りまとめた。          ・コンテンツファイナンス研究会を設立し、信託関連法、商品ファンド法の見直しなどにより、外部資金の調達が可能となるような環境整備について議論を行った。          (平成14年度中に提言とりまとめ)          ・「コンテンツ海外流通促進機構の設立」著作権関係団体やコンテンツ産業等が積極的に海外に事業展開を図るとともに、海外における海賊版対策を講じていくための民間組織として、文化庁と経済産業省が関係者に設立を呼びかけ、平成14年8月2日に設立。本機構は平成14年4月に発足した知的財産全体の保護を促進する民間組織である「国際知的財産保護フォーラム」に参加している。          ・コンテンツ制作基盤ツール等の開発、プロデューサー・クリエイターの発掘、育成のためのコンテンツ制作プロジェクト支援を実施(平成14年度)。</p>	<p>・公正取引委員会と協力して、下請代金支払遅延等防止法の改正により、テレビ番組制作業などサービス産業を法の保護対象に追加。(第156回国会)          ・アニメーションにおけるモデル契約の策定を行い、適切な契約を励行した。          ・「対中官民合同ミッション(平成14年12月)」、「日中韓三カ国コンテンツ産業シンポジウム(14年12月)」、「日台ホットライン(14年度立ち上げ)」等において、中国、韓国、台湾のコンテンツ担当部局に海賊版取締り強化の働きかけを行った。          コンテンツ制作基盤ツール等の開発、プロデューサー・クリエイターの発掘、育成のためのコンテンツ制作プロジェクト支援を実施(平成14年度)。3DCGなど高度な技術を活用した優れた作品とともに、優秀なクリエイターを創出した。</p>	<p>・コンテンツ産業においては、コンテンツそのものの価値を創り出す制作部門が流通及び消費段階におけるボトルネックにより「下請化」し、必ずしも成果に応じたリターンが得られない結果、優秀な人材を確保し続けることができず、本来のポテンシャルを発揮できない状況。          ・アジアを中心に強い競争力を有している我が国コンテンツは、海賊版の横行により、正規版コンテンツによる海外展開が困難な状況。          ・コンテンツ産業は、ひとつのコンテンツを様々な形で戦略的に活用することにより、その経済的価値が飛躍的に拡大する特質がある。こうした戦略的活用を行うためには、コンテンツ産業の足腰の強化としてのクリエイターの育成はもとより、関連法制(著作権法、契約法など)、資金調達手法、海外との取引実務などの知識・ノウハウといったプロデュース機能をもった人材(プロデューサー)が不可欠。          また、ブロードバンド時代の到来に向けてインフラ等の整備が進みつつある一方、優れたクリエイターの実現する技術的ボトルネックにより、新しいコンテンツビジネスが進展していない。          ・こうした認識の下、プロデュース機能の知識・ノウハウを体系化するとともに、具体的な人材育成手法を策定するとともに、技術的課題への対応を図り、クリエイションがビジネスに結びつき、クリエイターに利益が還元され、優れたコンテンツが生み出され続ける環境を整備することが重要。</p>	<p>③関係事業者に対し、取引関係についてのアンケート、ヒアリング等の実態調査を行う。          ③総務省とも連携しつつ、アニメ以外のモデル契約の策定を行う。          ③コンテンツ海外流通促進機構等民間団体や各企業において海賊版対策、海外展開を促すため、コンテンツの種類別に損害の実数推計や被害者の大まかな分布などの基礎的なデータにつき、アジア地域における我が国コンテンツの海賊版に関する実態調査などを実施する。          ③プロデュース機能強化のための基盤整備を行う。          ・エンタテインメント関連法制、資金調達手法、マーケティング手法、資金管理手法、海外との取引の実務などを盛り込んだ具体的なプロデューサー育成のためのプログラムを策定するとともに、実験的に当該プログラムをいくつかの機関で実施し、さらにその評価を行う。          ③ブロードバンドコンテンツの流通拡大を目指すとともに、クリエイターの斬新なアイデアを表現するため、配信技術、セキュリティ技術などブロードバンド事業参入の技術的課題について制作支援、事業化支援を行う。          ③スキルスタンダードの設定、国内表彰制度の再編などを含む体系だったクリエイション機能強化プログラムを策定する。</p>
--	--------------	--	--	---	---

<p>文部科学省、経済産業省は、関係府省と協力し、平成14年度から、バイオ、IT等地域に蓄積した知的資産を活用し、知的クラスター創成事業や産業クラスター計画を相互に連携しつつ推進する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・産業クラスター計画関連予算として平成15年度予算案に385億円を計上。</p>	<p>約3800社の世界市場を目指す中堅・中小企業、約200の大学の参加を得て、各プロジェクト毎に推進組織が立ち上がり、産学官の人的ネットワークが形成され、実用化技術開発の取組みが進むなど、新事業創出の成果が見えつつある。</p>		<p>①第156回国国会会期末 ②平成15年末 ③それ以降 地域経済を支え、世界に通用する新事業が次々と展開される産業集積を形成するため、産業クラスター計画の一層の推進を図る。</p>
		<p>・地域ごとに文部科学省、経済産業省、地方自治体、その他関係機関による「地域クラスター推進協議会（仮称）」を設置。</p>	<p>・全国で8つの「地域クラスター推進協議会」が設置若しくは設置予定となっており、知的クラスター創成事業と産業クラスター計画の進捗状況報告等を通じて連携を図っている。</p>	<p>・知的クラスター創成事業の成果（技術シーズ）が産業クラスター計画で効率的に事業化されるよう情報交換を密にしていくことが必要。</p>	<p>①第156回国国会会期末 「地域クラスター推進協議会」の内容の充実を図る。</p>
		<p>・地域ごとに文部科学省と経済産業省の両省事業の成果に関する「合同成果発表会」を年1回程度開催。</p>	<p>・当面、全国で3つの「合同成果発表会」を開催する予定。</p>		

<p>関係府省は、地元自治体と協力し、道路等利用を含め、イベントやロケ等を通じて、商店街の活性化及び地域の観光振興を推進する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>市町村が策定する基本計画に基づいて市町村、商店街振興組合等が実施する様々な事業に対して支援を実施することにより、商店街を含む地方の中心市街地の活性化を促進し、特色ある地方の再生を図ってきた。  ①市町村、TMO、商店街振興組合等が実施する各種事業の支援策としての予算の確保。  ②中心市街地活性化関係8府省庁が連携して大型閉鎖店舗活用支援策の相談受付を開始（10月1日～3月末）。：相談件数（平成15年2月17日現在）3件  ③大型店の迅速な出店や空き店舗対策を促進し中心市街地の商業活性化を図るために中心市街地内における大店立地法の簡素化を定めた構造改革特別区域法が成立（4月1日施行）。</p>	<p>中心市街地の活性化にかかる基本計画の提出数が536市区町村（平成15年2月17日現在）となり、また、TMO構想、TMO計画の認定数もそれぞれ、260、107となり各地域における中心市街地活性化の事業が本格化してきている。</p>	<p>事業の本格化に伴い、各市町村等からの事業支援に対する要望が増加しており、国においても更なる支援の拡充が求められることが予想される。</p>	<p>①第156回国会会期末 平成15年度予算が成立後速やかな執行を実施 市町村等の意向を踏まえた平成16年度予算要求 ②平成15年末 市町村等の意向を踏まえた平成16年度予算要求 ③それ以降 中心市街地活性化政策全体の更なる拡充</p>
<p>関係府省は、各種障壁を撤廃し、制度の共通化・統一化を進めた「東アジア自由ビジネス圏」の創設に向け、平成14年度から環境整備を行う</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・その他の環境整備（貿易金融EDI（TEDI）をアジア等における貿易の共通基盤とすることに向けた取組を推進。）</p>	<p>・韓国・台湾・シンガポール・マレーシアとの貿易において、税関手続を含む実際の貿易手続にTEDIを使用。今後継続的な使用が見込まれる。  ・平成14年11月に「ペーパーレス貿易に関する日韓官民協議会」を開催。日韓間の貿易手続の電子化に係るパイロットプロジェクトの実施に向けた合意がなされた。</p>	<p>・ユーザーの利便性を踏まえたシステム運営が求められる。  ・ユーザーの拡大が課題。</p>	<p>TEDIをアジア等における貿易の共通基盤とするため、  ①平成15年度早期に輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化の実現が予定されているが、それに合わせてTEDIとシングルウィンドウシステム等との連携を図る。  ②アジア諸国等の税関手続のためのシステムとの連携を図る。</p>

<p>(域内における知的財産保護の強化)</p>	<p>・模倣品・海賊版対策の強化については、二国間・多国間交渉を通じ、知的財産侵害の被害が生じている国・地域に対し、模倣品取締にかかる法令の整備、体制の確保及び運用の改善について働きかけを行った。特に、中国に対しては、官民一体となった合同ミッションを派遣し、中央政府・地方政府に模倣品等取締りの一層強化を要請した。</p>	<p>・海外での我が国企業の知的財産権侵害について、侵害の詳細な実態把握が必要。</p>	<p>②アジア地域における海賊版実態を調査し、コンテンツ種別に損害の実数推計や新会社の大まかな分布などの基礎的データを入手し、コンテンツ海外流通促進機構等民間団体や各企業にさらに詳細な調査及び実際の対応を促す。 模倣品・海賊版被害の深刻な国・地域に対して、引続き模倣品等取締りの強化の要請や、取締関係機関の能力向上のための人材育成協力等を行う。また、これらの取組みにあたっては、産業界と連携して行う予定。</p>
<p>(海外でのインフラ整備事業への日本企業参入促進)</p>	<p>・2002年12月「海外インフラ事業促進研究会」(貿易経済協力局長の懇談会)最終報告書を取りまとめ、東アジア諸国等における海外インフラ事業(民間の資金・イニシアティブを活用したインフラ整備事業)への我が国企業の挑戦を後押しするための政策的支援のあり方等について提言。</p>	<p>・新たなビジネスチャンスである海外インフラ事業への我が国企業の参画促進に向け、国・セクター別の情報収集等や個別重要案件の発掘・形成等が必要。</p>	<p>②中国、フィリピン、ベトナムの電力等の国別・セクター別官民研究会の立ち上げ。 ②個別重要案件に関する事業可能性調査(F/S)の実施。</p>

<p>(貿易投資円滑化・基準認証分野におけるネットワーク構築、人材育成等)</p>		<p>・アジア各国間の貿易円滑化のためには、貿易投資関連の人材育成も行っていく必要がある。</p>	<p>①基準認証分野について、3月上旬に開催予定のACCSQ-METI（アセアン標準化機関と経済産業省との間の政府間会合）において、始動できるよう、日アセアン基準認証E-センター（Webサイト）の具体的内容について調整を行っていく。 ②2000年2月のUNCTAD会合における小淵元総理、2002年9月のヨハネスブルグ・サミットにおける小泉総理の表明を踏まえ、2000年度からの5年間で国際協力事業団と（財）海外技術者研修協会を通じて途上国の約4,500人を対象にした貿易投資関連の人材育成支援を行っていく。</p>
<p>(中小企業等の海外での収益性向上支援)</p>	<p>・我が国企業の技術提携や現地調査を支援すべく既にアジア地域9カ国（9名）に派遣している長期専門家を、中国に対して追加的に2名派遣し、我が国企業のビジネス促進の人的強化を図った。</p>		<p>②アジアをはじめとした国際市場に積極的に展開しようとする我が国中小企業に対し、海外でのビジネス活動を支援するための諸事業を実施する。具体的には、販路拡大のためのマーケティング調査、海外有望企業とのマッチングを支援するコーディネーターのリテイーン、海外展示会への参加支援、等を実施する。</p>



	(その他)			②各国研究機関とともに、東アジアにおけるFTAの効果分析、アセアン各国、中国等における産業調査や日本企業を含めた東アジア展開、更には日本経済に及ぼす影響を考察し、調査研究結果をとりまとめ、「東アジア経済会合」の開催を通じて各国政府に政策提言を行う。
--	-------	--	--	--

<p>対内直接投資阻害要因を除去する。このため、関係府省は、国境を越えた合併・買収に関する制度整備、政府関係情報のワンストップ・サービスの推進、地方の特色を生かした企業誘致施策、規制業種への対内投資促進、外国人医師の受入れ拡充や二国間社会保障協定締結の促進を推進する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・いわゆる「合併等対価の柔軟化」に関する商法の特例を含む産業活力再生特別措置法の改正案を国会に提出中。これにより、政府に計画認定を受けた事業者は、外国会社を含む親会社株式又は現金を対価として合併等を行うことが可能となることを期待される。</p> <p>・政府関係情報のワンストップ・サービスの推進について、平成15年度予算で「対内直接投資誘致総合支援事業」として、ワンストップ・センターの新設、海外企業誘致事業等、対内直接投資の誘致体制を抜本的に強化する事業のための予算を計上。 (予算額:10億円)(新規)</p> <p>・地域の特色を生かした企業誘致施策について、平成15年度予算で「先進的対内直接投資推進事業」として、地域の情報分析、外国企業の招い、企業誘致、進出企業立上支援等、地域への対内直接投資の拡大に資する事業のための予算を計上。 (予算額:5億円)(新規)</p>	<p>・現在国会で審議中</p> <p>・平成15年度予算案を作成(事業は15年度のものであるため、着実な実施に向けて準備中)</p> <p>・平成15年度予算案を作成し、現在先進的自治体を公募中</p>		<p>・本改正案の国会での通過後、事業者からの申請を受けて計画認定を行う。</p> <p>・ワンストップ・センターにおける一元的な情報提供や、海外における外国企業の誘致やその日本への招へいを行う。</p> <p>・選定した自治体と協力して外国企業の誘致を実施する。</p>
<p>(6) 2② 対内直接投資拡大・頭脳流入の拡大</p>	<p>内閣府等</p>	<p>対日投資会議専門部会が「対日投資会議専門部会報告」をとりまとめ、対日投資会議がこれを受けて声明を発表する予定。</p>	<p>平成14年度末までには特になし</p>	<p>・外国人の生活環境の改善、外国人技術者、経営者などの入国管理の見直し、人材の確保の円滑化</p>	<p>本年度末までにとりまとめられている「対日投資会議専門部会報告」を確実に実施する。</p>

<p>関係府省は、引き続き、電子商取引、知的財産保護や標準化、競争政策や投資にかかるルール作り等、国際的ルール作りへ積極的な貢献を行う。</p>	<p>経済産業省 外務省 総務省 公正取引委員会 財務省 文部科学省</p>	<p>・新ラウンドにおけるルール策定、自由化に貢献すべく、非農産品市場アクセス、アンチ・ダンピングの規律強化、貿易と環境、貿易と投資、貿易と競争など様々な分野において、我が国としての提案文書を提出してきたところ。</p> <p>・2003年2月14～16日には、東京においてWTO非公式閣僚会議を開催。経済産業省からは平沼大臣が出席し、閣僚間での意見交換を通じて、相互の問題意識について理解を深めた。</p> <p>・「コンテンツ海外流通促進機構の設立」 著作権関係団体やコンテンツ産業等が積極的に海外に事業展開を図るとともに、海外における海賊版対策を講じていくための民間組織として、文化庁と経済産業省が関係者に設立を呼びかけ、平成14年8月2日に設立。本機構は平成14年4月に発足した知的財産全体の保護を促進する民間組織である「国際知的財産保護フォーラム」に参加している。</p> <p>・権利者、コンテンツ制作者、提供事業者の間における権利情報などのメタデータ交換インターフェイスを統一し、EDI化するための仕組みを開発するため、実地検証を実施。</p>	<p>・WTO新ラウンドの交渉期限は2005年1月1日となっており、現在交渉継続中。</p> <p>・「対中官民合同ミッション（平成14年12月）」、「日中韓三カ国コンテンツ産業シンポジウム（14年12月）」、「日台ホットライン（14年度立ち上げ）」等において、中国、韓国、台湾のコンテンツ担当部局に海賊版取締り強化の働きかけを行った。</p> <p>・権利者、コンテンツ制作者、提供事業者の間における権利情報などのメタデータ交換インターフェイスを統一し、EDI化を実現。</p>	<p>・アジアを中心に強い競争力を有している我が国コンテンツは、海賊版の横行により、正規版コンテンツによる海外展開が困難な状況。</p> <p>・ブロードバンド時代の到来に向けてインフラ等の整備が進みつつある中、不正コピー等の問題により、新しいコンテンツビジネスが立ち上がらない状況にある。</p>	<p>③各交渉分野ごとに定められた交渉スケジュールに則り、実質的な交渉を進めていく。</p> <p>③我が国としては、既存の貿易ルールの強化（アンチ・ダンピング等）や新たなルールの策定（投資ルール等）、諸外国の関税引き下げ等に重点を置き、産業界のニーズに留意した戦略的交渉を実施していく。</p> <p>③コンテンツ海外流通促進機構等民間団体や各企業において海賊版対策、海外展開を促すため、コンテンツの種類別に損害の実数推計や侵害者の大まかな分布などの基礎的なデータにつき、アジア地域における我が国コンテンツの海賊版に関する実態調査などを実施する。</p> <p>③コンテンツ流通関連事業者（権利団体、利用者、配信事業者）の実態調査を行い、コンテンツEDIの業務仕様を明らかとし、これに従ったシステム開発と実証実験を行う。</p> <p>③ブロードバンドに関する配信技術、セキュリティ技術、高画質の動画表現技術等の技術的課題の解決に対して補助することによりコンテンツ制作事業者によるブロードバンド事業参入に対するボトルネックの解消を図る。</p>
--	--	---	--	---	---

<p>総務省及び関係府省は、平成14年度中にアジア地域におけるブロードバンド環境整備の目標を明確化した「アジア・ブロードバンド計画」を策定するとともに、アジア諸国との協働体制を立ち上げ、官民の役割分担等について検討を行い、具体的な措置を盛り込んだアクションプランを策定する。</p>	<p>経済産業省 総務省 文化庁</p>	<p>・「コンテンツ海外流通促進機構の設立」著作権関係団体やコンテンツ産業等が積極的に海外に事業展開を図るとともに、海外における海賊版対策を講じていくための民間組織として、文化庁と経済産業省が関係者に設立を呼びかけ、平成14年8月2日に設立。本機構は平成14年4月に発足した知的財産全体の保護を促進する民間組織である「国際知的財産保護フォーラム」に参加している。 ・権利者、コンテンツ制作者、提供事業者の間における権利情報などのメタデータ交換インターフェイスを統一し、EDI化するための仕組みを開発するため、実地検証を実施。</p>	<p>・「対中官民合同ミッション（平成14年12月）」、「日中韓三カ国コンテンツ産業シンポジウム（14年12月）」、「日台ホットライン（14年度立ち上げ）」等において、中国、韓国、台湾のコンテンツ担当部局に海賊版取締り強化の働きかけを行った。 ・権利者、コンテンツ制作者、提供事業者の間における権利情報などのメタデータ交換インターフェイスを統一し、EDI化を実現。</p>	<p>・アジアを中心に強い競争力を有している我が国コンテンツは、海賊版の横行により、正規版コンテンツによる海外展開が困難な状況。 ・ブロードバンド時代の到来に向けてインフラ等の整備が進みつつある中、不正コピー等の問題により、新しいコンテンツビジネスが立ち上がらない状況にある。</p>	<p>③コンテンツ海外流通促進機構等民間団体や各企業において海賊版対策、海外展開を促すため、コンテンツの種類別に損害の実数推計や侵害者の大まかな分布などの基礎的なデータにつき、アジア地域における我が国コンテンツの海賊版に関する実態調査などを実施する。 ③コンテンツ流通関連事業者（権利団体、利用者、配信事業者）の実態調査を行い、コンテンツED1の業務仕様を明らかとし、これに従ったシステム開発と実証実験を行う。 ③ブロードバンドに関する配信技術、セキュリティ技術、高画質の動画表現技術等の技術的課題の解決に対して補助することによりコンテンツ制作事業者によるブロードバンド事業参入に対するボトルネックの解消を図る。</p>
---	------------------------------	--	--	--	--